

私立高校授業料設定における私学助成の影響

—東京都を事例として

小入羽秀敬

The effect of Private High-School Subsidy on Deciding School Fee of the Private High-School
-Focusing on Private High-School in Tokyo

Hideyuki KONYUBA

This paper aims to clarify the effect of private high-school subsidy on the decision of school fee of the private high-school in Tokyo. The formula of private high-school subsidy includes the price of school fee. If the school fee is too high, the amount of subsidy automatically goes down. This system tries to make the school fee keep low, but does it really works? To answer this question, this paper examines the effect of subsidy by regression. The result of the regression shows that there are effects of the subsidy in the school fee, but the difficulty of the entrance exams and whether establishing other schools or not, effects more on deciding the price of the school fee.

This result leads to conclusion that not all high-schools are under the effect of subsidy formula. It depends on the high-schools position in the private-high-school market. Schools with junior-high or universities can take a better position in the market. They can make the fee higher, and still, students come.

目次

1. はじめに —目的と課題設定
2. 東京都の私学助成制度と授業料
3. 授業料における助成金の影響力とその範囲
4. 考察と今後の課題

1. はじめに —目的と課題設定

近年、私立高校において授業料に関係した問題が多くなっている。特に私立高校は退学者数が以前以上に増加傾向にあり、家計とのバランスが問題となっている。私立高校の授業料は家計に大きな負担となっているが、近年になってその負担は益々増加している。全高校生の4分の1が私立高校に通う現在において、このような授業料問題は避けて通れない。

現在行われている家計の授業料負担軽減策として、行政等による奨学金制度の拡充を挙げることができる。しかし、奨学金制度はすべての家庭がその恩恵にあずかれるものではなく、指定された要件をクリアした申請者のみに対して交付されるものである。これでは私立高校に通うすべての家庭の負担軽減とはなりえない。

もう一つの授業料負担軽減策として、学校に対する補助、つまり私学助成金の交付を挙げることができる。一般的に「私学助成」は、各都道府県が私立高校に対して交付する経常費補助のことを指す。高校以下の私立学校に対する経常費補助の目的が学納金の上昇抑制を主眼としていることが指摘されており、私学助成による授業料抑制は政策の効果として期待できる場所である。それにも関わらず、授業料減額のために私学助成の拡充を求める論調はある一方で、実際に私学助成が授業料抑制に影響を及ぼしたか否かという効果に関する議論はほとんどなされていない。都道府県が発表する私学助成の成果においても、県内全高校の授

業料の平均値の変化で以て検討しており、どのような高校に対して特に効果があり、どのような高校に対しては効果がなかった、という観点が見過されている。しかし、授業料抑制のための私学助成がすべての高校に対して同じような効果をもたらすとは考えられず、助成政策が効果をもたらす範囲を明確にすることは私立高校行政を検討していく上でも重要である。そこで、本稿では私立高校への経常費補助、すなわち私学助成が各高校の授業料決定にどのような影響を及ぼしているのかについて検討を行う。

しかし、授業料と私学助成の関係を検討する際に考慮に入れなくてはならない点の一つがある。学校法人会計である。幼稚園から大学までの私立幼稚園や私立学校は一部の例外を除いて²学校法人が所有している。一つの学校法人が小学校から大学まで保有していることも珍しくなく、その場合は学校法人が保有しているすべての学校の会計を一つの財務諸表にまとめて作成することになる。従って、一般に公開されている貸借対照表や資金収支計算書、消費収支計算書では学校法人としての収入と支出を記載しており、各学校での収支の詳細は記載されていない。仮に学校ごとの収支計算を行わずに、学校法人の収支計算書のみを出していたとしたら、私学助成が授業料決定に対して与える影響の測定は不可能である。

ただし、上記の事実は学校ごとの収支計算が行われていないことを示すものではない。学校法人会計基準において資金収支内訳表の作成が義務づけられており、その内訳表では学校法人の保有する学校ごとの収支の詳細について記載されている³。また、日本私立学校振興・共済事業団も高等学校部門の収支状況についての分析を毎年行っており、高校が収支バランスを維持することが重要であることを指摘している⁴。以上から各私立高校では、高校内で完結した、収支バランスを考えた経営がなされていることが推測され、私学助成と授業料の関連性の存在は否定することができない。

では、実際に助成金は授業料に対してどのような影響を与えているのだろうか。私立学校授業料に関する先行研究は教育社会学の分野で行われており、その大半は私立大学に着目している。私立大学授業料の規定要因を学部ごとに分析し、文学部、経済学部、工学部では入学難易度が高い大学、すなわち威信の高い大学ほど授業料が高いことが指摘されてい

るほか⁵、大学の授業料水準は学部ごとに異なるものの、難易度の他に教育費用が反映されており、さらには学生獲得のための大学間の市場競争によっても大きく規定されていることが指摘されている⁶。また、首都圏私立大学においては難易度の高い大学ほど授業料が低く抑えられていることも指摘されており、その理由として国立大学との競合関係にあるような難易度の高い私立大学が学生を確保するために国立大学との差を最小限にするような授業料設定を行っていることが挙げられている⁷。

一方、私立高校の授業料についての先行研究は極めて少なく、私立大学との比較で私立高校授業料の検討を行っているのみである。東京都の私立高校に限定して分析を行い、入学難易度が高い高校、小学校や大学の併設校がある高校ほど授業料が高いという指摘がなされている⁸。

これらの先行研究の分析は共通して学校威信や教育条件等と授業料の関係について検討しているが、その一方で制度的な要因、つまり私学助成制度の効用に関する視点を捨象している場合が多い。特に私立高校授業料において授業料抑制を目的としている私学助成制度という制度的な観点は重要であるが、前述した私立高校に関する先行研究では触れられていない。しかし、大半の都道府県において、私学助成金を各高校に配分する際の算定式に授業料という項目が組み込まれており⁹、授業料の増額が助成金の減額につながるという制度がある以上、この観点を捨象することはできないのではないだろうか。つまり、授業料の規定要因を説明する際に、入試難易度と併設校の有無に加えて私学助成制度が何らかの形で作用していると考えられるのである。このため本稿では、先行研究からの知見に加えて、私学助成制度を考慮に入れた分析を行うことで、授業料決定における私学助成の影響力について検討することを目的とする。

また、後述するように私立高校への私学助成の内容は各県によって異なるため、本稿では東京都に限定して分析を行うこととする。東京都を選択した理由は以下の2点である。一つ目は東京都の私立高校依存度が極めて高く¹⁰、私立高校のニーズが高いという点、二つ目は偏差値の低い学校、高い学校や併設校など私立高校のバリエーションがあるという点である。

2. 東京都の私学助成制度と授業料

高校以下の私立学校は私立学校法によって都道府県知事が所轄庁となることが定められており、私立高校に関する事務はすべて都道府県が行うこととなっている。そのため、私立高校への助成は各都道府県が独自に行っている私学政策であり、その内容は県によって異なる。そこで本節では、分析対象としている東京都の私学助成制度を概観することで私学助成が私立高校の授業料設定に対して影響を与えうる制度であることを示す。

まず、私学助成の私立高校収入における位置づけだが、私学助成の果たす役割は大きいと言える。私立高校の帰属収入¹¹に占める授業料等の比率は2004年度時点で全国平均53.2%である。また補助金比率は同年度の全国平均で35.7%を占めており、授業料等収入と補助金収入で私立高校の帰属収入の8割強を占める計算になる。これは東京都でも例外ではなく、授業料等収入が帰属収入の57.3%、補助金収入が帰属収入の30.6%を占めている。補助金収入の減少は私立高校の収入構造を考えるとなるべく回避したい状態であり、以上から私立高校が積極的に補助金減少につながる経営行動を取ることは考えにくい。

一般的に私学助成と呼ばれているものは、制度上は「経常費補助」という名称になっている。全都道府県で経常費補助が交付されており、補助金の交付には算定式が存在する。各都道府県は経常費補助の予算計上を行い、その予算内で以て算定式に沿って各高校への配分額を決定する。各都道府県はそれぞれ独自の算定式

を持っているが、それらは大きく分けて以下の4つに類型化できる。①単価方式、②区割り方式、③補助対象経費方式、④標準運営費方式である¹²。それぞれの方式において、配分金額の算定基礎となる項目は異なるものの、いずれの方式においても補正係数や配分の算定式内に授業料という項目が含まれており、授業料の増加が配分額に影響を与える仕組みになっている¹³。では、本稿で分析対象としている東京都の場合はどうだろうか。東京都では経常費補助の各学校への配分に区割り方式を導入している。図1は東京都の各高校への配分基準を図にしたものである。学校割、学級割、教職員割、生徒割の4つの項目に分け、それぞれの補助単価を算出する。学校割は、学校に在籍する生徒数によって補助単価が異なる¹⁴。そして、それぞれの補助単価に対して各高校の学級数、教職員数、生徒数を乗じて補助標準額を算出する¹⁵。最後に補助標準額の合計に評価係数を乗ずるのだが、評価係数は「保護者負担、教育条件、財務状況等により評価」¹⁶とされており、その評価に応じて0.7から1.0の係数が決定する。特に授業料の評価項目は重視されており、都は補助金配分の際に「その評価に重きを置いて各学校の補助金額に反映させている」という¹⁷。具体的には都の定める基準額を超えた授業料を設定している高校に対して最大で15%の補助金の減額を行うことが可能となる¹⁸。つまり、都の配分の算定式からは、授業料が高額に設定されている場合の評価係数は低く設定され、補助標準額から最大15%削減される可能性があることがわかる。

図1：東京都における経常費補助の学校配分



出所：東京都生活文化局私学部私学振興課（2006）

以上の東京都における私学助成制度の検討から授業料の増額が補助金の配分額に大きな影響を与えており、経常費補助の配分制度が授業料高騰の抑制装置として働いていることが示された。前述のように補助金収入は東京都の私立高校の帰属収入の3割を占めており、特に補助金収入を重要視する高校の場合は、授業料を増額するにしても補助金の配分額に影響が出ない程度にとどめると推測される。

では、実際に東京都内の私立高校の授業料はどうなっているのだろうか。仮に配分方式の制度的拘束が強く働いているのなら、各私立高校の授業料は平均値近辺に多く集中するはずである。図2は東京都の私立高校の年額授業料分布¹⁹をヒストグラムにして表したものである。データは晶文社『首都圏高校受験案内』2006年版による²⁰。平均値は883,747円、最小値は550,400円、最大値は1,316,000円、標準偏差は11835.4である。図2のグラフで黒いところが平均値

となる。この図からは、平均値を下回る高校の方が多いものの、平均値よりも年額10万円以上高い高校も多数見られ、東京都の私立高校の授業料には相当のばらつきがあることがわかる。

制度上は授業料の金額を抑制するはずの経常費補助が、全ての高校に対して作用していないことが上図から示されている。では、上に示されたような授業料の違いをもたらしているものはなんだろうか。先行研究によって校種の有無が授業料の規定要因として指摘されていたが、具体的にどの校種がどのような授業料設定をしているのだろうか。そこで、ここでは私立高校が併設する校種の種類によって授業料がどれだけ異なるのかについて分析する。表1は、併設する学校が無い高校、小中学校を併設する高校、大学を併設する高校の授業料の平均額を比較し、t検定²¹を行った結果である²²。

平均値の差の比較はすべて1%水準で有意となっている。併設校がない高校、小中学校を併設している高校、大学を設定している高校の順に授業料が高く設定される傾向にあることがこの表からわかる。特に併設校の無い高校と併設校のある高校との差は年額にして10万円以上になる。以上から、私立高校の授業料の設定金額は設置校種によって大きく差が出ることが示され、私学助成制度の効果が出ている学校と出していない学校の分類をする際に有効な指標足りうると考えられる。

そこで、次節以降では、上記の分析結果を踏まえて、どの高校が授業料設定に当たって経常費補助の影響をどの程度受けているのかについて検討する。

3. 授業料における助成金の影響力とその範囲

(1) 分析の前提

本節では授業料における助成金の影響力とその影響

図2: 東京都の私立高校の授業料分布

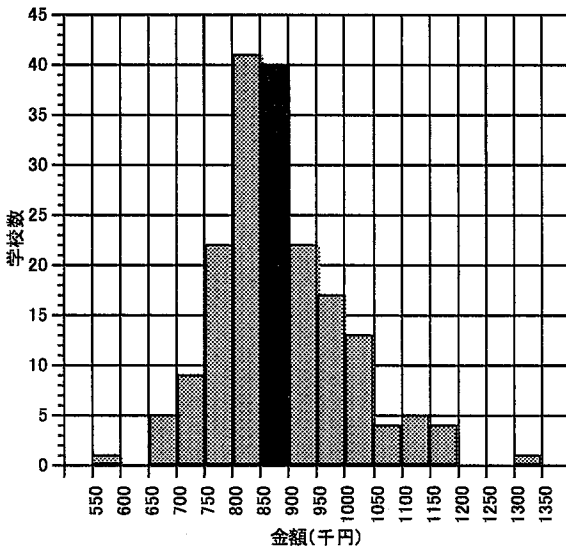


表1: 併設する校種間での授業料比較(t検定)

	校数	授業料	分散	t値		
				大学	高校	小中
高校のみ	35	793421.3	8912231973	1.98***		
小中併設	64	874332.3	8469845333		1.99***	
大学併設	85	928029.4	11836750708			1.98***

***p<.01, 両側検定

力の範囲について、統計的分析を行いながら検討する。先行研究では、私立高校の授業料を規定する要因として「難易度」と「併設校の有無」が挙げられていた。併設校については特に小学校と大学を併設している高校が高い授業料であるという指摘がなされていたが、本稿ではこの知見をもとに仮説を立てる。前節における制度的検討から、私学助成の配分制度そのものが私立高校の授業料設定に影響を与えることを示した。しかし、実際に授業料の分布を見ると、平均値よりも高い学校が多く、その差は10万円以上に達しており、必ずしも制度的な目的が達成されているわけではないことも示された。これは授業料抑制という制度上の装置が影響する高校とそうでない高校が存在し、どの高校が制度の影響を最も強く受ける傾向にあり、どの高校が制度の影響を受けないのか、そして、それらの高校において私学助成制度の授業料抑制の影響力はどの程度なのかについて明らかにする必要がある。

(2) 変数の設定²³

分析に当たって、以下の変数を設定する。従属変数として各学校が課している年額の授業料を設定する。この授業料とは、前節までにおける授業料の定義と同様に2006年時点での入学金と施設費と諸会費と授業料の合計額であり、基本的に保護者が1年間で学校に納入することになっている金額である。

独立変数としては、各学校に配分される私学助成金の金額、定員充足率、偏差値、併設校の有無によって変わるという先行研究の知見から、大学併設ダミーと小中学校ダミーを設定した。助成金の影響力を見る目的で設定した変数である私学助成金の金額は各学校に対して2005年度に配分されたものを使用した。本来ならば評価係数を使うべきであるが、データの制約上金額を代替変数として扱っている。授業料の金額が交付金額に対して影響が出るのが明らかになっているため、代替変数としての機能は果たすことができる。授業料設定額の前年度を使用した理由は、前年度の助成金交付額によって授業料決定に変化が起きると考えられるからである。前年度に授業料を上げて減額された場合、その後に学校側が取り得る行動パターンとして授業料を下げるか、授業料の金額水準を維持するかの二通りに分けることができ、仮に授業料の増額が助成金の減額を上回った場合は水準を維持し、逆であった場合は授業料を下げる行動に出るであろう。定員充

足率は、各学校の定員数を生徒数で割った割合である。定員数を確保できるかできないかは収入確保をする上でも重要であり、ここでは、定員確保できる学校ほど授業料を高く設定するという仮定のもとに変数を設定している。定員確保できる学校は収入源を確保できており、生徒側の需要がある学校であるといえる。常に収入源を確保できているため、授業料増額による助成金減少の影響が少ないと考えられる。偏差値は先行研究の知見より設定した変数である。偏差値が高い学校は基本的に倍率の高い入試を行っていることが多い。入試において倍率が高いということは学校側が生徒を選抜していることである。需要が供給を上回っている状態となり、学校側が高めの授業料設定を行う可能性があることを示している。特に東京都において偏差値の高いいわゆる進学校は公立には少ないため、進学校は私立の寡占市場となっている。以上のことから偏差値も授業料設定に影響を持つと考えることができよう。最後にダミー変数を設定している。ダミー変数は前節の分析によって、大学併設型高校と小中学校併設型高校と併設無しの高校の3種類において授業料の平均額が異なることが示されたために設定した。異なる校種併設をしている高校ほど授業料が高い傾向にあるので、この変数の設定によって、併設をしている高校と併設をしていない高校において、私学助成制度による授業料抑制の装置の影響度合いがどれだけ異なるのかについて検討する。

(3) 分析

以上の変数設定をもとにして本稿では統計的分析を行う。授業料設定において私学助成はどのような影響を与えているのだろうか。これを明らかにするために授業料の規定要因分析を行い、助成金の影響の度合いを見る。表2は各私立高校の授業料設定の要因を調べるために加重最小二乗法を用いた重回帰分析を行った結果である²⁴。

生徒一人当たり助成金は10%水準で有意であり、偏差値、大学併設のダミー変数はそれぞれ1%水準で有意、小中学校併設ダミーは5%水準で有意であった。定員充足率は有意な結果とならず、授業料設定に影響力を持っているとはこの結果からは言えない。それぞれの係数を見ると、まず、生徒一人当たり助成金が0.0001で符号が負となっている。これは助成金が1単位増加するごとに授業料が0.0001減少することを示

表2: 授業料設定の要因(加重最小二乗法)

	授業料年額		
	非標準化係数	標準誤差	t
定数	0		
W	573897.603	41004.818	13.996 ***
私学助成金	-0.000133291	0.000	-1.757 *
定員充足率	21169.643	26254.282	0.806
偏差値	5082.048	903.057	5.628 ***
大学併設ダミー	4.963	1.255	3.953 ***
小中学校併設ダミー	2.747	1.328	2.068 **

***p<.01, **p<.05, *p<.1 N=184

す。偏差値は係数が5082で符号が正、大学設置ダミーは4.963、小中学校設置ダミーは2.747であり、双方とも符号が正であった。

先行研究において、偏差値の高さと併設校の有無が授業料に大きく関係することが言われてきていたが、その結果はここでも同様であった。偏差値の係数を見るとその影響力は強く、偏差値の高い学校ほど授業料が高い傾向にある。また、小中学校や大学を併設しているとその授業料はさらに増加傾向にあり、特に大学を併設していることが授業料の高額化に影響していることがこの結果から示されている。分析結果の影響力の強い順に見ると、偏差値、大学設置、小中学校設置、助成金となる²³。では、私学助成制度はどの程度の影響を与えているのだろうか。符号が負であるところからもわかるように、生徒一人当たり助成金が増加すると、わずかではあるが、年額授業料の減少に影響してくることが示されている。これは助成金の配分制度そのものがわずかとはいえ機能していることを示す。

しかし、その助成制度が機能している範囲は極めて限定的である。私学助成制度によって授業料の減少が起こったとしても、その他の偏差値や併設校の有無などの要因によって授業料は最終的に高額化してしまうのである。つまり、私学助成の配分制度に組み込まれている授業料抑制の装置が最終的に影響を与えることができるのは、偏差値の低い、併設校のない高校に多いということになる。それ以外の高校は、制度上の抑制装置に関係なく授業料を設定している傾向にあると言えよう。

4. 考察と今後の課題

以上の分析から次のことが明らかになった。まずは先行研究の知見によって指摘されていたように、偏差値と併設校の有無が大きな影響を及ぼしているという点である。先行研究では、授業料設定において高く設定する高校には生徒確保を行う上で公立高校が競争相手として機能していないため、多少の高い授業料設定をしても生徒確保に特に影響がないために授業料を高く設定するとしている。本稿の分析の結果もその仮説をサポートしている。そして、高い授業料設定を行っているということは、私学助成の授業料抑制の装置が働いていないと言える。一方で、偏差値が低い学校の場合は公立高校が競合相手となることでなるべく授業料を低く設定する可能性があるとしている。しかし、本稿の分析結果からはそれ以上のことが示されている。授業料を低く設定することの要因として、公立高校との競合だけではなく、私学助成制度による授業料の抑制を上げることができるのである。

私学助成制度の抑制機能は全ての高校に対して機能していないということは先行研究からも、第2節の分析によっても明らかであったが、その制度の影響下に置かれるのはどのような高校なのかについて検討することが必要であった。分析の結果、併設校がなく、偏差値の低い高校に授業料を抑制する私学助成制度の影響を見ることができた。これは何を意味するのか。高校の偏差値が低く、併設校が無いということは生徒を確保する上でのセールスポイントが他の学校に比べて乏しいことを意味する。偏差値が高い高校は有名大学への進学可能性を、大学併設校は大学への優先的な進

学を担保する。また、小中学校を併設している場合は「一貫校」であることによるメリットを活かした教育活動を可能とする。これらの学校は生徒が積極的に入学したい高校であり、授業料を高額化することによって、助成金の減額以上に増収が期待できると考えられる。

一方で、助成制度の影響を受けていると考えられる高校は、他の公立高校との競合の他に、他の併設校を持っている同じ偏差地帯の私立高校との競合関係になることを強いられる。このような高校は生徒の確保も他校に比べて難しく、助成金収入への依存傾向が高まる傾向にあると推測できる。このような高校にとって助成金による収入は重要であり、授業料の高額化は競合高校との生徒獲得競争に不利になるばかりでなく、収入の多くを占めると考えられる補助金収入が減少してしまうため、なるべく助成金の減額を避けるようにするために授業料の高額化を抑えているのではないだろうか。

以上のように一部の高校において、授業料決定の要因は複合的であった。単純に偏差値と併設校の有無だけでなく、その裏に制度的な要因が少なからず介在していたことを示すことができた。これは東京都の私学助成制度の課題を浮き彫りにする。本稿が分析対象とした東京都では、2006年度の分析において、私学助成制度の影響を見いだすことはできたものの、大半の高校ではその制度的な抑制効果を上回る影響力を持った要因が存在していた。これは制度の効果が極めて限定的となっていることを示しており、私学助成制度の主目的が父母負担の軽減、すなわち授業料の抑制にあるものの、現状の評価係数では授業料の抑制効果は少ないと言えよう。このような限定的な効果になるという帰結をもたらした可能性は2点ある。1点目は授業料収入や補助金収入以外の収入源を確保している高校が東京都には多い可能性である。例えば、高校によっては「2口以上の寄付金をお願いする」学校もあり、それらが高校の収入源となって補助金収入に依存しない収入体系を構築していることも考え得るのである。もう一つは制度の運用面の問題の可能性である。制度上は15%の減額が明記されていたとしても、実際にどの程度の高校が授業料を高く設定することによって評価係数による助成金削減をされているのか、というのは明らかにされていない。仮に高額の授業料を設定しても評価係数に反映されなかった場合、助成金の影響力は低くなると考えられる。その場合、高く授業料を設定

した高校は評価係数への反映が少ないことを知って高額に設定し、一方で最初から授業料を低い水準で設定している高校は制度上の運用の実態について知らないために、低く設定し続ける行動を取るとも考えられるのである。これらの疑問にこたえるためには、制度面の実際の運営について詳細に検討する必要がある。

以上、助成金の授業料への影響力を与えうる範囲について検討してきたが、検討の余地が残されている事項がある。一つ目は時系列的な検討である。本分析は2006年時点でのデータのみを扱っており、さらに時間をさかのぼった分析を行う必要がある。特に、私学助成金と授業料の関係において、いつ頃から影響力を持ち始めたのか、影響力の程度はどう変化してきたのかという点を明らかにしなくてはならない。二つ目はケースの増加である。本分析で扱ったのは東京都のみであるが、それ以外にも首都圏、関西圏、地方など私立高校の位置づけが異なる地域からいくつかピックアップして行う必要がある。特に私学助成は県ごとにどの内容が異なるため、なるべく多くの県の分析を行う必要がある。私学助成の影響力の検討を精緻化する上で以上の2つの論点は重要であるが、これらは今後の課題として挙げておきたい。

註

- 1 市川昭午『教育の私事化と公教育の解体』教育開発研究所、2006年
- 2 私立幼稚園の一部は例外的に学校法人になっていなくても幼稚園を設置することができる。
- 3 学校法人会計基準第4条、第13条、第2号様式
- 4 日本私立学校振興・共済事業団『今日の私学財政 高等学校・中学校・小学校編』平成17年度版
- 5 丸山文裕「私立大学授業料の規定要因分析」『大学論集』第20集、1998年
- 6 米澤彰純「私立大学授業料の横断的分析」『東京大学教育学部紀要』第34巻、1994年
- 7 浦田広朗「私立大学学納金の規定要因分析」『教育社会学研究』第63集、1998年
- 8 浦田(1998) pp.126-130
- 9 杉長敬治『私学助成の実務』学校法人経理研究会、1993年
- 10 東京都の私立高校に通う生徒数の比率は56.2%で

- あり全国で一番である。また、全国平均の29.3%を大きく上回っている。(東京都生活文化局私学部私学振興課『東京都の私学行政 平成17年』、2006年)
- 11 帰属収入とは、学校法人の負債とならない収入のことで、具体的には学生生徒納付金、手数料、寄付金、補助金、資産運用収入、事業収入、雑収入のことを指す。
- 12 ①単価方式は生徒数に県が設定した補助単価を乗じることによって配分額を算定する。②区割り方式は生徒数や教職員数など特定の要素に着目して配分額を算定する。③補助対象経費方式は経常的経費の特定の費目の支出額に対して補助割合を乗じて配分額を算定する。④公立学校の運営費をモデルにして、私立学校の「標準運営費」を設定し、その一部を配分額として算定する。2002年時点では区割り方式を導入している県が大半で37都府県、補助対象経費方式を導入している県は7県、単価方式を導入している県が2県、標準運営費方式を導入しているのが北海道のみとなっている。(杉長(1993) pp.248-251、日本私立中学高等学校連合会『平成14年度都道府県私学助成状況調査報告書』、2002年)
- 13 杉長(1993) pp.260-277
- 14 生徒数1600人超の大規模校、生徒数300~1600人の中規模校、生徒数300人以下の小規模校に分け、それぞれ異なる単価を設定している。尚、この「生徒数」は定員内の実員を指す。
- 15 生徒数や教職員数にはそれぞれ上限があり、生徒数は定員内の実員を、教職員数は標準法に基づいて算出された教員数を乗じている。
- 16 東京都生活文化局私学部私学振興課(2006) p.16
- 17 東京都生活文化局私学部私学振興課(2006) p.19
- 18 平成18年度第1回東京都私立学校助成審議会議事録 p.14
<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/shingikai/18jyoseisin.pdf> (最終閲覧日: 2月28日)
- 19 本稿では授業料を入学金+授業料+施設費+諸会費の合計額として定義する。経常費補助の意図が「父母負担の軽減」であり、学校教育を受ける際に私立高校に対して支払う全ての費用を扱っている。
- 20 資料の都合上、分析対象は2006年度に生徒募集を行った高校に限られている。
- 21 本稿で扱っているデータは東京都の全高等学校のデータではないため、t検定を行っている。
- 22 小中学校と大学を両方も併設している場合は「大学併設」としている。優先的に大学進学ができるということが授業料決定に大きく関わっているとも考えられるからである。
- 23 変数設定に当たって、使用したデータの出所は以下の通り。
- ・授業料: 晶文社『高校受験案内』2006年 普通科を持つ高校のみを扱った。
 - ・私学助成金: 東京都生活文化局私学部私学振興課(2006) 2005年に交付された経常費補助を使用した。
 - ・偏差値: 晶文社『高校受験案内』2006年 「合格確実」という判定に使われている偏差値を使用した。
 - ・定員充足率: 晶文社『高校受験案内』2006年、東京都生活文化局私学部私学行政課『東京都私立学校名簿』2006年 定員数を『私立学校名簿』で調べ、実際の生徒数を『高校受験案内』によって調べ、両者を割った数字である。
 - ・併設校ダミー: 晶文社『高校受験案内』2006年 同一学校法人での併設校の有無を調べた。
- 24 加重最小二乗法は、誤差に不均一分散が見られるときに使用する手法である。重回帰分析では、誤差が均一分散を取っていることが前提となっているが、誤差の分散が不均一の場合は統計的な信頼性が揺らいでしまう。本稿では独立変数の「私学助成額」が不均一分散をもたらしていると考えられ、従属変数と全ての独立変数を私学助成額の平方根で割り、その数値を分析することでその問題を回避している。また、定数が存在しないため、調整済み決定係数を検討することはできない。(増山幹高・山田真裕『計量政治分析入門』東京大学出版会、2004年、pp.103-115)
- 25 標準化係数に換算して検討した。標準化係数は、変数における影響力の比較を行うことを可能とする。標準化係数は以下の通りである。Wが0.58537471、助成金が-0.031071203、定員充足率が0.030308605、偏差値が0.313004308、大学設置ダミーが0.191011835、小中学校設置ダミーが0.10102615である。